男鹿市告示第３６号

男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和７年４月１日

男鹿市長　菅　原　広　二

男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱の一部を改正する告示

男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱（令和３年男鹿市告示第３８号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（単位数及び算定要件）
第２条　各サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。
⑴　第１号訪問事業の訪問介護相当サービス費
<table>
<tr><td rowspan="3">イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）</td><td>⑴　１週に１回程度の場合</td><td>1,176単位</td></tr>
<tr><td>⑵　１週に２回程度の場合</td><td>2,349単位</td></tr>
<tr><td>⑶　１週に２回を超</td><td>3,727単位</td></tr>
</table></td><td>（単位数及び算定要件）
第２条　各サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。
⑴　第１号訪問事業の訪問介護相当サービス費
<table>
<tr><td rowspan="3">イ　１週当たりの標準的な回数を定める場合（１月につき）</td><td>⑴　１週に１回程度の場合</td><td>1,176単位</td></tr>
<tr><td>⑵　１週に２回程度の場合</td><td>2,349単位</td></tr>
<tr><td>⑶　１週に２回を超</td><td>3,727単位</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

改正後			改正前		
	える程度の場合			える程度の場合	
ロ　１月当たりの回数を定める場合（１回につき）	⑴　標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	ロ　１月当たりの回数を定める場合（１回につき）	⑴　標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位
	⑵　生活援助が中心である場合 （一）　所要時間20分以上45分未満の場合	179単位		⑵　生活援助が中心である場合 （一）　所要時間20分以上45分未満の場合	179単位
	⑵　生活援助が中心である場合 （二）　所要時間45分以上の場合	220単位		⑵　生活援助が中心である場合 （二）　所要時間45分以上の場合	220単位
	⑶　短時間の身体介護が中心である場合	163単位		⑶　短時間の身体介護が中心である場合	163単位
ハ　初回加算	（１月につき）	200単位	ハ　初回加算	（１月につき）	100単位
ニ　生活機能向上連携加算（１月につき）	⑴　生活機能向上連携加算（Ⅰ）	200単位	ニ　生活機能向上連携加算（１月につき）	⑴　生活機能向上連携加算（Ⅰ）	200単位
	⑵　生活機能向上連携加算（Ⅱ）			⑵　生活機能向上連携加算（Ⅱ）	
ホ　口腔連携強化加算（１回につき）	（１月に１回を限度）	50単位	ホ　口腔連携強化加算（１回につき）	（１月に１回を限度）	50単位
ヘ　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）（１月につき）	⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の245／1,000加算	ヘ　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）（１月につき）	⑴　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の245／1,000加算
	⑵　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の224／1,000加		⑵　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の224／1,000加

改正後			改正前		
		算			算
	⑶　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の182／1,000加算		⑶　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の182／1,000加算
	⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の145／1,000加算		⑷　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の145／1,000加算
			ト　介護職員処遇等改善加算（Ⅴ）（１月につき）	⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴	所定単位数の221／1,000加算
				⑵　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵	所定単位数の208／1,000加算
				⑶　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶	所定単位数の200／1,000加算
				⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷	所定単位数の187／1,000加算
				⑸　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸	所定単位数の184／1,000加算
				⑹　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹	所定単位数の163／1,000加算
				⑺　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺	所定単位数の163／1,000加算

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>⑻　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻</td><td>所定単位数の158／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⑼　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼</td><td>所定単位数の142／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⑽　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽</td><td>所定単位数の139／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⑾　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾</td><td>所定単位数の121／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⑿　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿</td><td>所定単位数の118／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⒀　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒀</td><td>所定単位数の100／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⒁　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⒁</td><td>所定単位数の76／1,000加算</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>注１　イ及びロについて
①　高齢者虐待防止措置未実施減算については、所定単位数の１／100に相当する単位数を減算する。
②　業務継続計画未策定減算については、所定単位数の１／100に相当する単位数を減算する。

③　事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物</td><td>注１　イ及びロについて
①　高齢者虐待防止措置未実施減算については、所定単位数の１／100に相当する単位数を減算する。
②　業務継続計画未策定減算については、所定単位数の１／100に相当する単位数を減算する<u>（令和７年４月１日から適用する。）</u>。
③　事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物</td></tr>
</table>

改正後	改正前
の利用者20人以上にサービスを行う場合には、所定単位数に90／100を乗じ、同一建物の利用者が50人以上にサービスを行う場合は所定単位数に85／100を乗じる。また、正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く。）には、88／100を乗じる。 **④　特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15／100を乗じた単位を足す。** **⑤　中山間地域等における小規模事業所加算を所定単位数に10／100を乗じた単位を足す。** **⑥　中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5／100を乗じた単位を足す。**	の利用者20人以上にサービスを行う場合には、所定単位数に90／100を乗じ、同一建物の利用者が50人以上にサービスを行う場合は所定単位数に85／100を乗じる。また、正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く。）には、88／100を乗じる。
注２　ロについては、１月につき、イ⑶に掲げる単位数の範囲で所定単位を算定する。	注２　ロについては、１月につき、イ⑶に掲げる単位数の範囲で所定単位を算定する。
注３　**特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は**、支給限度額管理の対象外の算定項目である。	注３　**へ及びトについては、所定単位はイからホまでにより算定した単位数の合計であり**、支給限度額管理の対象外の算定項目である。 **注４　トについては、令和７年３月31日まで算定可能である。**
⑵　第１号訪問事業の訪問型サービスA費	⑵　第１号訪問事業の訪問型サービスA費

イ　１週当たりの標準的な回数を求める場合（１月につき）	⑴　１週に１回程度の場合	1,000単位
	⑵　１週に２回程度の場合	1,997単位
	⑶　１週に２回を超	3,168単位

改正後			改正前		
	える程度の場合			える程度の場合	
ロ　１月当たりの回数を定める場合（１回につき）	⑴　標準的な内容の訪問型サービスである場合	244単位	ロ　１月当たりの回数を定める場合（１回につき）	⑴　標準的な内容の訪問型サービスである場合	244単位
	⑵　生活援助が中心である場合 （一）　所要時間20分以上45分未満の場合	152単位		⑵　生活援助が中心である場合 （一）　所要時間20分以上45分未満の場合	152単位
	⑵　生活援助が中心である場合 （二）　所要時間45分以上の場合	187単位		⑵　生活援助が中心である場合 （二）　所要時間45分以上の場合	187単位
	⑶　短時間の身体介護が中心である場合	139単位		⑶　短時間の身体介護が中心である場合	139単位
ハ　初回加算	（１月につき）	200単位	ハ　初回加算	（１月につき）	200単位
ニ　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）（１月につき）	⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の245／1,000加算	ニ　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）（１月につき）	⑴　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の245／1,000加算
	⑵　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の224／1,000加算		⑵　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の224／1,000加算
	⑶　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の182／1,000加算		⑶　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の182／1,000加算
	⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の145／1,000加		⑷　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の145／1,000加

改正後			改正前		
		算			算
			ホ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１月につき）	⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴	所定単位数の221／1,000加算
				⑵　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵	所定単位数の208／1,000加算
				⑶　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶	所定単位数の200／1,000加算
				⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷	所定単位数の187／1,000加算
				⑸　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸	所定単位数の184／1,000加算
				⑹　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹	所定単位数の163／1,000加算
				⑺　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺	所定単位数の163／1,000加算
				⑻　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻	所定単位数の158／1,000加算
				⑼　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼	所定単位数の142／1,000加算

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>⑽　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑽</td><td>所定単位数の139／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⑾　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑾</td><td>所定単位数の121／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⑿　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑿</td><td>所定単位数の118／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⒀　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⒀</td><td>所定単位数の100／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⒁　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⒁</td><td>所定単位数の76／1,000加算</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>注１　イ及びロについて
①　高齢者虐待防止措置未実施減算については、所定単位数の１／100に相当する単位数を減算する。
②　業務継続計画未策定減算については、所定単位数の１／100に相当する単位数を減算する。

③　事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合には、所定単位数に90／100を乗じ、事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合には85／100を乗じる。また、正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く。）</td><td>注１　イ及びロについて
①　高齢者虐待防止措置未実施減算については、所定単位数の１／100に相当する単位数を減算する。
②　業務継続計画未策定減算については、所定単位数の１／100に相当する単位数を減算する<u>（令和７年４月１日から適用する。）</u>。
③　事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合には、所定単位数に90／100を乗じ、事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合には85／100を乗じる。また、正当な理由なく事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合（事業所と同一の建物の利用者50人以上にサービスを行う場合を除く。）</td></tr>
</table>

改正後	改正前
には、所定単位数に88／100を乗じる。 ④　特別地域加算を算定する場合は、所定単位数に15／100を乗じた単位を足す。 ⑤　中山間地域等における小規模事業所加算を所定単位数に10／100を乗じた単位を足す。 ⑥　中山間地域に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5／100を乗じた単位を足す。 注２　ロについては、１月につき、イ⑶に掲げる単位数を算定する。 注３　特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算及び介護職員等処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。	には、所定単位数に88／100を乗じる。 注２　ロについては、１月につき、イ⑶に掲げる単位数を算定する。 注３　ニ及びホについては、所定単位はイからハまでにより算定した単位数の合計であり、支給限度額管理の対象外の算定項目である。 注４　ホについては、令和７年３月31日まで算定可能である。

⑶　第１号通所事業の通所介護相当サービス費

イ　１週当たりの標準的な回数を求める場合（１月につき）	⑴　事業対象者・要支援１（１月につき）	1,798単位
	⑵　事業対象者・要支援２（１月につき）	3,621単位
ロ　１月当たりの回数を定める場合（１月につき）	⑴　事業対象者・要支援１（１回につき・１月の中で全部で４回までサービスを行った場合）	436単位
	⑵　事業対象者・要支援２（１回につき・	447単位

⑶　第１号通所事業の通所介護相当サービス費

イ　１週当たりの標準的な回数を求める場合（１月につき）	⑴　事業対象者・要支援１（１月につき）	1,798単位
	⑵　事業対象者・要支援２（１月につき）	3,621単位
ロ　１月当たりの回数を定める場合（１月につき）	⑴　事業対象者・要支援１（１回につき・１月の中で全部で４回までサービスを行った場合）	436単位
	⑵　事業対象者・要支援２（１回につき・	447単位

改正後			改正前		
	１月の中で全部で８回までのサービスを行った場合）			１月の中で全部で８回までのサービスを行った場合）	
ハ　生活機能向上グループ活動加算	（１月につき）	100単位	ハ　生活機能向上グループ活動加算	（１月につき）	100単位
ニ　若年性認知症利用者受け入れ加算	（１月につき）	240単位	ニ　若年性認知症利用者受け入れ加算	（１月につき）	240単位
ホ　栄養アセスメント加算	（１月につき）	50単位	ホ　栄養アセスメント加算	（１月につき）	50単位
へ　栄養改善加算	（１月につき）	200単位	へ　栄養改善加算	（１月につき）	200単位
ト　口腔機能向上加算	⑴　口腔機能向上加算（Ⅰ）（１月につき）	150単位	ト　口腔機能向上加算	⑴　口腔機能向上加算（Ⅰ）（１月につき）	150単位
	⑵　口腔機能向上加算（Ⅱ）（１月につき）	160単位		⑵　口腔機能向上加算（Ⅱ）（１月につき）	160単位
チ　一体的サービス提供加算	（１月につき）	480単位	チ　一体的サービス提供加算	（１月につき）	480単位
リ　サービス提供体制強化加算	⑴　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（１月につき）		リ　サービス提供体制強化加算	⑴　サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（１月につき）	
	事業対象者・要支援１	88単位		事業対象者・要支援１	88単位
	事業対象者・要支援２	176単位		事業対象者・要支援２	176単位
	⑵　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（１月につき）			⑵　サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（１月につき）	
	事業対象者・要支援１	72単位		事業対象者・要支援１	72単位
	事業対象者・要支援２	144単位		事業対象者・要支援２	144単位

改正後			改正前		
	⑶　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（１月につき）			⑶　サービス提供体制強化加算（Ⅲ）（１月につき）	
	事業対象者・要支援１	24単位		事業対象者・要支援１	24単位
	事業対象者・要支援２	48単位		事業対象者・要支援２	48単位
ヌ　生活機能向上連携加算	⑴　生活機能向上連携加算（Ⅰ）（１月につき）※３月に１回を限度とする	100単位	ヌ　生活機能向上連携加算	⑴　生活機能向上連携加算（Ⅰ）（１月につき）※３月に１回を限度とする	100単位
	⑵　生活機能向上連携加算（Ⅱ）（１月につき）	200単位		⑵　生活機能向上連携加算（Ⅱ）（１月につき）	200単位
ル　口腔・栄養スクリーニング加算	⑴　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（１回につき）※６月に１回を限度とする	20単位	ル　口腔・栄養スクリーニング加算	⑴　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（１回につき）※６月に１回を限度とする	20単位
	⑵　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（１回につき）※６月に１回を限度とする	５単位		⑵　口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（１回につき）※６月に１回を限度とする	５単位
ヲ　科学的介護推進体制加算	（１月につき）	40単位	ヲ　科学的介護推進体制加算	（１月につき）	40単位
ワ　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）（１月につき）	⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の92／1,000加算	ワ　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）（１月につき）	⑴　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の92／1,000加算
	⑵　介護職員等処遇	所定単位数の		⑵　介護職員処遇改	所定単位数の

改正後			改正前		
	改善加算（Ⅱ）	90／1,000加算		善加算（Ⅱ）	90／1,000加算
	⑶　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の80／1,000加算		⑶　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の80／1,000加算
	⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の64／1,000加算		⑷　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の64／1,000加算
			カ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１月につき）	⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴	所定単位数の81／1,000加算
				⑵　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵	所定単位数の76／1,000加算
				⑶　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑶	所定単位数の79／1,000加算
				⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷	所定単位数の74／1,000加算
				⑸　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸	所定単位数の65／1,000加算
				⑹　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹	所定単位数の63／1,000加算
				⑺　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺	所定単位数の56／1,000加

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>算</td></tr>
<tr><td></td><td>⑻　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑻</td><td>所定単位数の69／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⑼　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑼</td><td>所定単位数の54／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⑽　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑽</td><td>所定単位数の45／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⑾　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑾</td><td>所定単位数の53／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⑿　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⑿</td><td>所定単位数の43／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⒀　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⒀</td><td>所定単位数の44／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⒁　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⒁</td><td>所定単位数の33／1,000加算</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>注１　イ及びロについて
①　利用者の数が利用定員を超える場合、又は看護・介護職員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じる。
②　高齢者虐待防止措置未実施減算については、所定単位数の１／100に相当する単位数を減算する。</td><td>注１　イ及びロについて
①　利用者の数が利用定員を超える場合、又は看護・介護職員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じる。
②　高齢者虐待防止措置未実施減算については、所定単位数の１／100に相当する単位数を減算する。</td></tr>
</table>

改正後	改正前
③　業務継続計画未策定減算については、所定単位数の１／100に相当する単位数を減算する。	③　業務継続計画未策定減算については、所定単位数の１／100に相当する単位数を減算する。**ただし、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和７年３月31日までの間適用しない。**
④　中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を算定する場合は、所定単位数に5／100を乗じた単位を足す。	
⑤　事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、１月につき、イ⑴376単位、イ⑵752単位、１回につきロ⑶とロ⑷94単位、減算する。	④　事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、１月につき、イ⑴376単位、イ⑵752単位、１回につきロ⑶とロ⑷94単位、減算する。
⑥　事業所が送迎を行わない場合、片道につき47単位を所定単位数から減算する。イ⑴を算定している場合は１月につき376単位を、イ⑵を算定している場合は１月につき752単位の範囲内で減算する。	⑤　事業所が送迎を行わない場合、片道につき47単位を所定単位数から減算する。イ⑴を算定している場合は１月につき376単位を、イ⑵を算定している場合は１月につき752単位の範囲内で減算する。
注２　ワについて、所定単位はイからヲまでにより算定した単位数の合計。	注２　ワ**及びカ**について、所定単位はイからヲまでにより算定した単位数の合計。
注３　事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、サービス提供体制強化加算**及びワ**は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。	注３　事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合、サービス提供体制強化加算**、ワ及びカ**は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。
	注４　カについては、令和７年３月31日まで算定可能である。
⑷　第１号通所事業の通所型サービスA費	⑷　第１号通所事業の通所型サービスA費

イ　１週当たりの標準的な回数を求める場合（１月につき）	⑴　事業対象者・要支援１（１月につき）	1,259単位
	⑵　事業対象者・要支援２（１月につき）	2,535単位
ロ　１月当たりの回数	⑴　事業対象者・要支	305単位

イ　１週当たりの標準的な回数を求める場合（１月につき）	⑴　事業対象者・要支援１（１月につき）	1,259単位
	⑵　事業対象者・要支援２（１月につき）	2,535単位
ロ　１月当たりの回数	⑴　事業対象者・要支	305単位

改正後		
を定める場合（１月につき）	援１（１回につき・１月の中で全部で４回までサービスを行った場合）	
	⑵　事業対象者・要支援２（１回につき・１月の中で全部で８回までのサービスを行った場合）	313単位
ハ　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）（１月につき）	⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の92／1,000加算
	⑵　介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の90／1,000加算
	⑶　介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の80／1,000加算
	⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の64／1,000加算

改正前		
を定める場合（１月につき）	援１（１回につき・１月の中で全部で４回までサービスを行った場合）	
	⑵　事業対象者・要支援２（１回につき・１月の中で全部で８回までのサービスを行った場合）	313単位
ハ　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）（１月につき）	⑴　介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の92／1,000加算
	⑵　介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の90／1,000加算
	⑶　介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の80／1,000加算
	⑷　介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の64／1,000加算
ニ　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（１月につき）	⑴　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑴	所定単位数の81／1,000加算
	⑵　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑵	所定単位数の76／1,000加算
	⑶　介護職員等処遇	所定単位数の

改正後	改正前		
		改善加算（Ⅴ）⑶	79／1,000加算
		⑷　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑷	所定単位数の74／1,000加算
		⑸　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑸	所定単位数の65／1,000加算
		⑹　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑹	所定単位数の63／1,000加算
		⑺　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑺	所定単位数の56／1,000加算
		⑻　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑻	所定単位数の69／1,000加算
		⑼　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑼	所定単位数の54／1,000加算
		⑽　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑽	所定単位数の45／1,000加算
		⑾　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑾	所定単位数の53／1,000加算
		⑿　介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）⑿	所定単位数の43／1,000加

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>注１　イ及びロについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70／100を乗じる。
注２　イ及びロについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合には、所定単位数に70／100を乗じる。
注３　ハについて、所定単位はイ及びロにより算定した単位数の合計。
注４　ハは、支給限度額管理の対象外の算定項目である。</td><td>
<table>
<tr><td></td><td></td><td>算</td></tr>
<tr><td></td><td>⒀　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⒀</td><td>所定単位数の44／1,000加算</td></tr>
<tr><td></td><td>⒁　介護職員等処遇改善加算（Ｖ）⒁</td><td>所定単位数の33／1,000加算</td></tr>
</table>
注１　イ及びロについて、利用者の数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70／100を乗じる。
注２　イ及びロについて、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合には、所定単位数に70／100を乗じる。
注３　ハ<u>及びニ</u>について、所定単位はイ及びロにより算定した単位数の合計。
注４　ハ<u>及びニ</u>は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。
<u>注５　ニについては、令和７年３月31日まで算定可能である。</u></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。</td></tr>
</table>

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。